



奈市議第762号  
平成25年9月17日

奈良市議会議長  
土田敏朗様

市民環境委員長  
中西吉日出

市民環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、奈良市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第111号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第114号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の制定について	〃
議案第115号	奈良市入江泰吉旧居条例の制定について	別紙のとおり修正可決すべきものと決定
議案第118号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第123号	町の区域の変更について	〃
議案第124号	町の区域の変更について	〃
議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について	〃

(別紙)

議案第115号 奈良市入江泰吉旧居条例の制定についてに対する修正  
案

奈良市入江泰吉旧居条例の制定についての一部を次のように修正する。

第6条第1項第3号を削る。

(提案理由)

年末年始を休館日とする項目を削除し、年末年始を開館することで市民が  
様々な形で入江氏の芸術に触れられる機会を広げ、もって文化の向上に資する。

奈良市入江泰吉旧居条例新旧対照表（修正案）

原 案	修 正 案
<p>(休館日)</p> <p>第6条 旧居の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）</p> <p>(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）</p> <p>(3) <u>12月27日から翌年1月3日まで</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 旧居の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）</p> <p>(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p>